

【概要】太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会（第2回）

日時：令和4年3月28日（月）13:30～16:00

場所：林野庁8階 AB会議室（オンライン・対面）

出席者・配布資料：別紙のとおり

●主な意見等

議事（1）：有識者ヒアリング

○太陽光発電の健全な普及を目指して（一般社団法人 太陽光発電協会）

- ・ P18 の防災対策について、調整池容量を県の基準から2割増しとした根拠は何か。また、調整池設置後どれくらい時間が経過しているのかと、容量を増加したことの効果を伺いたい。そのほか、P25 の敷地内井戸の保全の理由と目的について伺いたい。
 - 地域と協議する中で、地域から災害の懸念について意見があり、それを加味して2割増加させることとした。完了後2～3年ということもあり、まだそこまでの降雨が発生していないが、これまでモニタリングしてきた中では、水位上昇による災害発生危険等は生じていない。
 - 敷地内井戸については自治体から防災を理由に要請があったため残したものである。
- ・ P8にある法令懸念、設備状態について、具体的な内容を伺いたい。
 - 法令懸念については、FIT 制度の事業計画ガイドラインに基づき遵守事項となっているフェンスや標識の状況を示したものであり、設備状況については、土木懸念は敷地から土砂流出があったものや基礎が洗掘されているもの等を、架台強度懸念は管の接合が十分でないもの等を示したもの。いずれも敷地内には立ち入らず目視で調査。
- ・ P13の表には、法アセスの第一種事業の対象となる40MW以上の大規模な開発が多いが、傾斜地で設置する場合、調整池の配置や、盛土切土といった土地の改変量など、侵食防止にあたっての対策や工夫を教えて欲しい。
 - パネルのレイアウトに応じて位置を調整することもあるが、沢筋に調整池を設置するなど、地形に基づき調整池やえん堤を設置することを基本設計としている。以前は林地における開発が多かったが、近年はゴルフ場の跡地を活用する事例が多くなっており、なるべく盛土・切土をせず、現地形を活かしてパネルを設置している。

○傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工に関する動向について（一般社団法人 構造耐力評価機構）

- ・ 「傾斜地」の定義は何か。
 - 緩勾配でも敷地面積が広い場合には流水による侵食の問題が発生することがあるため、一般的な水勾配以上のものについて「傾斜地」として広く対象と

している。また、電気事業法上は上限がないため傾斜角 30 度以上のものも対象としており、これについては特別な配慮を求めている。

- ・ P24 の支持物の再現期間 50 年の荷重は、風の荷重ということか。
 - 風圧及び積雪荷重であり、許容応力度設計の考え方にに基づき、弾性変形の範囲内の変形であれば問題ないという前提で設計することとなっている。支持物の再現期間が 50 年であるのに対し、林地開発における再現期間はそれ以下でありバランスが悪いため、そのあたりをどう考えるのか整理が必要。
- ・ P22 について、施工では設計の意図するところを理解し設計者が求める要求性能が満足されることが求められているが、意図する要求性能を伝えるためには設計説明書等が必要。ガイドラインにはそのような仕組みは盛り込まれているのか。
 - 現状、ガイドラインには盛り込まれていない。法令上、太陽光発電設備については資格がなくても設計ができることとなっており、設計者や施工者の資格等についても考えていく必要があるが、現状では制度がそこまで追いついていない。
- ・ 要求性能の水準については、ガイドライン上で示されているのか。
 - 電気工作物の地盤としての要求性能については示されていないが、自治体の条例の中には示しているものがあるので、それらを参考にしつつ、次回の完成版の作成にあたってまとめていく予定。そのほか、架台の性能については建築・土木の基準や指針があるため細かく盛り込まれている一方、地盤や排水については十分に記載できていないのが実情。

要求性能は法令との関係で決まってくるものであり、ガイドラインはどういう設計をすればその要求性能を満たせるのか、どのような知見が必要なのかを示していくもの。
- ・ 盛土する場合に、外から持ち込まれた土砂により土質が大きく異なっている場合の配慮等は示されているか。
 - そこまでは書き込めていないが、今後そうした部分を含め具体化していく必要がある。
- ・ 電気事業法上は、電気設備以外の支持物や地盤に関しては規制対象でないと考えて良いのか。
 - 支持物については省令において一定の性能を要求されているが、地盤に関しては微妙なところがある。ガイドラインを作る中で、このあたりをフォローできればと考えている。

議事 (3) : 前回の御意見等について

- ・ P15 の対応案の 1 つ目の流出土砂量については、降雨形態の変化やシラス・真砂土など侵食されやすい地質のことを考えると、より大きい基準を取り入れられるようにした方がよい。200~400m³/ha/年という基準は、治山技術基準の参考で示されている崩壊地の表面侵食量の調査結果（昭和 20 年代、通常は 20-40mm/年）に基づ

くものと思われるが、同じく治山技術基準の参考で示されている目安の値（60mm/年）を用いて 600 m³/ha/年などを採用できるようにしても良いのではないか。

→ 流出土砂量については、200～400m³/ha/年を基準としつつ、シラスなどの特殊な土壌への対応に向けてどのように設定すればよいか検討していきたい。

- ・ P29 の対応案の三つ目について、緑化措置が不十分な場合の指導に事業者が従わない場合はどのような措置になるのか。

→ 緑化措置が不十分な場合には森林法の 4 要件に抵触しているとみなされ、監督処分の対象となると考えられるほか、監督処分の前段として行政指導を行うことも考えられる。

議事（4）：論点整理について

- ・ P13 の災害のおそれがある区域に含まれる土地の範囲（山腹崩壊等）については土砂災害警戒区域の考え方を基本とするとのことだが、山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区は範囲が決まっていること、山腹崩壊危険地区には落石の危険地などが含まれることから、尾根筋が対象となる場合もあることに注意いただきたい。

- ・ これまで 1.0ha だった面積基準を一部 0.5ha に下げることになるのであれば、事業者への周知について、工夫と徹底を検討いただきたい。

→ 一定期間の周知期間を設けるとともに、経産産業省や太陽光発電協会などとも協力し、事業者への周知を図っていきたい。

以上